

(埼玉県支部会員名簿について)

- 第6条 協会に従い、個人情報保護法のもと、支部会員名簿は作成しない。  
総会案内、その他会員の情報が必要な場合は、協会保存の名簿を支部長が貸与し円滑に事業が進められるようにする。
- 2 会員個人が名簿を作成する場合、本会は関与しない。

(情報の扱いについて)

- 第7条 本会で企画作成したHP、発行物、研修会資料、写真等の無断借用、転載を禁ずる
- 2 使用する場合は支部長の許可を得る  
ただし、企画者本人の使用については関与しない
- 3 本会事業で知り得た情報、写真等を個人使用した際に生じたトラブルについて  
本会は関与しない

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、支部の会務の執行に関し必要な事項は支部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年3月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月18日から施行する。